

令和8年10月1日

令和9年度岐阜県公立学校教員採用内定者様

岐阜県教育委員会教育総務課

令和9年度新規採用内定者に係る健康診断結果の提出について（依頼）

標記について、教職員保健審査会にて新規採用内定者の健康状態の審査を行いますので、健康診断結果について下記のとおり対応願います。

記

1 健康診断の受診について

（1）連絡先・受診方法の報告について

健康診断結果の提出にあたり、全ての採用内定者は、必ず下記QRコードから連絡先及び健康診断の受診方法について報告してください。



【報告期限】

令和8年10月9日（金）

※採用内定の受諾を検討中の場合も、健康診断実施機関へ提出する名簿作成の都合上、期限までに必ず報告してください。

※期限までに報告がない場合は、受診方法を下記「②個人で健康診断を受診する（健康診断費用は自己負担）」として取り扱います。

なお、岐阜県では、採用内定者を対象に雇入時健康診断を実施しています。県が指定する日時及び会場で受診することができますので、希望する方は受診してください。また、医療機関等で個別に健康診断を受診することも可能です。

受診方法について、次のいずれかを選択してください。

① 岐阜県が実施する雇入時健康診断（令和9年1月7日、8日 於：岐阜県庁）を受診する（健康診断費用は県が負担）

※受診日時の指定はできません。

※返信用封筒（角型2号、180円切手貼付、糊付）に送付先（受診者の郵便番号、住所及び氏名）を記載の上、「名簿登載者への連絡事項」に記載の提出書類と併せて提出してください。健康診断に必要な受診票等の送付に使用します。

※1月下旬以降、受診者宛てに健康診断結果が簡易書留にて郵送されますので、必ず受け取ってください。

※健康診断実施機関から県に健康診断結果が提供されるため、「2 提出書類」に記載の健康診断個人票の提出は不要です。

② 個人で健康診断を受診する（健康診断費用は自己負担）

※医療機関等へ自身で予約し、令和9年1月以降に受診してください。

※ホームページに掲載済みの「健康診断個人票」を各自で印刷の上、医療機関等へ持参し作成を依頼してください。

※提出期限までに健康診断個人票を提出してください（詳細は「2 提出書類」参照）。

③ その他（令和8年4月から常勤講師として岐阜県の公立学校〔県立学校・市町村立学校〕に勤務している方）

※令和8年度に岐阜県公立学校の常勤講師として勤務している方は、健康管理に必要な情報を確認できるため、「2 提出書類」に記載の健康診断個人票の提出は不要です。

（2）精密検査の受診について

健康診断結果で、「要精密検査・治療」と判定された項目（身体計測・腹囲、視力の項目は除く。）がある場合は、精密検査の受診をお勧めします。

なお、精密検査を受診した場合は、その結果について下記担当まで連絡願います。

2 提出書類（個人で健康診断を受診した方のみ）

健康診断個人票の写し

※原本はご自身で保管してください。

※必ず令和9年1月以降に受診した結果が記載されていることを確認してください。

【提出期限】

令和9年2月5日（金） 必着

※封筒に「教職員雇入時健康診断関係書類在中」と朱書きし、配達状況が確認できる方法（特定記録郵便等）により送付してください。

【提出先】

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

岐阜県教育委員会 教育総務課 福利厚生室 健康管理・公務災害係 宛

3 健康診断結果の取り扱いについて

（1）健康診断結果及び精密検査の結果について、教職員保健審査会にて審査を行います。審査の結果、就業上の措置等について意見が付された場合は、人事担当課から該当者及び採用後に配属される所属長に通知する場合があります。

（2）健康診断結果及び教職員保健審査会の結果は、労働安全衛生法に基づき、教育総務課において5年間保管します。

4 その他

妊娠中（妊娠の可能性がある場合を含む。）又は健康上の理由により、一部の検査項目を省略する場合は、下記担当まで報告してください。

問 い 合 っ せ 先			
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県教育委員会 教育総務課福利厚生室 健康管理・公務災害係			
係 長	小 牧	担 当	岩 井
T E L	058-272-1111（内線 8612） ※土日祝及び12月29日～1月3日除く		